

# 地域福祉活動補助金 事例集・Q&A



令和8年4月



社会福祉法人 那須塩原市社会福祉協議会

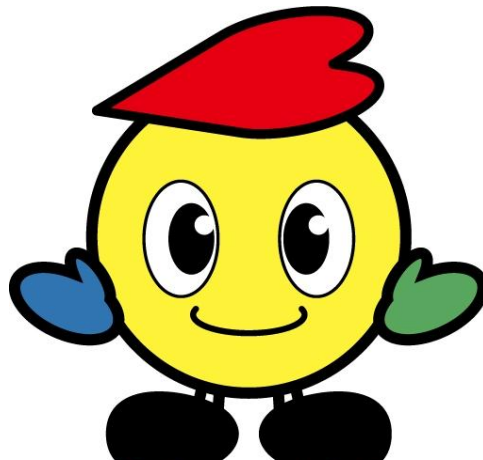
# はじめに

この地域福祉活動補助金地域福祉推進事業の目的は、地域の連携と協力体制を構築し地域の福祉課題等の解決を図ることを目的としています。

具体的には、地域での支え合い活動・助け合い活動の強化・充実に図り、地域の困りごとなどの解決を目的としたものです。

そのため、今後の活動の参考に事例集を作成しました。代表的な補助金活用について記載しましたので、地域での福祉活動、補助金の活用にお役立ててください。

なお、令和8年度より補助の対象が変更になった点もありますので、Q & Aも御参照ください。



イメージ  
キャラクター **ココロまる**

# 事例①

|      |  |
|------|--|
| 事業名  | 研修会事業  |
| 対象者  | 自治会員   |
| 活動者  | 自治会役員、民生委員など   |
| 事業内容 | 地域福祉活動を活発に行っている先進地を視察研修し、福祉への理解を深め今後の地域福祉活動の担い手となる人材を育成する。 |

## 事業の経費

| 項目      | 金額              | 適用(内訳)  |
|---------|-----------------|---|
| バス代     | 50,000円<br>(※1) | ・バス借上代 123,456円<br>・高速道路料金 7,890円<br>・駐車場代 1,234円<br>・乗務員経費 (謝礼・食事代) 5,678円<br>・イベント企画代 9,012円<br>(※2)<br>合計 147,270円 |
| 研修時の昼食代 | 20,000円         | 1,000円×20名分   |
| 保険代     | 2,000円          |   |
| 合計      | 72,000円         |   |

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>72,000円×1/2=36,000円 |
|-------|-----------------------------------|



### (※1)

バス、レンタカー及びタクシー等の車両に関わる支出は、50,000円を上限に対象経費となります。

### (※2)【令和8年度からの変更点】

バス借り上げ代・高速料金・駐車場利用料金・乗務員等への謝礼や食事代・イベント企画代は、バス代等の対象経費となります。

## 事例②

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | 福祉講演会事業   |
| 対象者  | 自治会員  |
| 活動者  | 自治会役員、民生委員など  |
| 事業内容 | 福祉に関する専門的な知識を学ぶための会を公民館などで開催し、福祉への理解を深め、今後の地域での福祉活動の担い手となる人材を育てる。 |

### 事業の経費

| 項目   | 金額      | 適用(内訳) |
|------|---------|--------|
| 講師謝礼 | 30,000円 |        |
| 消耗品費 | 10,000円 |        |
| 飲み物代 | 6,000円  |        |
| 合計   | 46,000円 |        |

|       |  |
|-------|--|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>$46,000円 \times 1/2 = 23,000円$ |
|-------|--|

## 事例③

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | 座談会事業                                       |
| 対象者  | 自治会員  |
| 活動者  | 自治会役員、民生委員など                                |
| 事業内容 | 地域における福祉課題等の解決のために、公民館などに集まって地域の現状について話し合う。 |

### 事業の経費

| 項目   | 金額      | 適用(内訳) |
|------|---------|--------|
| 飲み物代 | 20,000円 |        |
| 消耗品費 | 10,000円 |        |
| 合計   | 30,000円 |        |

|       |  |
|-------|--|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>$30,000円 \times 1/2 = 15,000円$ |
|-------|--|



### 【令和8年度からの変更点】

会議・打ち合わせ等の食糧費は飲み物代程度となります。

## 事例④

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | 見守り事業   |
| 対象者  | 自治会内に住む一人暮らしの高齢者                                  |
| 活動者  | 見守り協力員、民生委員など                                     |
| 事業内容 | 普段からご近所どうしの見守り活動を行っているが、年に1度は対象者宅を訪問し、生活状況等を確認する。 |

### 事業の経費

| 項目     | 金額      | 適用(内訳)   |
|--------|---------|----------|
| プレゼント代 | 6,000円  | 300円×20名 |
| 燃料費    | 12,000円 | 訪問車両燃料費  |
| 合計     | 18,000円 |          |

|       |   |
|-------|---|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>$18,000円 \times 1/2 = 9,000円$ |
|-------|---|

## 事例⑤

|      |  |
|------|--|
| 事業名  | 給食サービス事業   |
| 対象者  | 自治会内の一人暮らしの高齢者   |
| 活動者  | 自治会役員、民生委員、ボランティアなど                                    |
| 事業内容 | 自治会の役員及びボランティアが、月に一度、弁当を調達し、自治会内の一人暮らし高齢者へ配達し、安否を確認する。 |

### 事業の経費

| 項目    | 金額       | 適用(内訳)    |
|-------|----------|-----------|
| 食材費   | 140,000円 | 弁当代       |
| 消耗品費  | 35,000円  | 弁当の容器代    |
| 印刷製本費 | 5,000円   | メニュー表の印刷代 |
| 燃料費   | 20,000円  | 配達車両燃料費   |
| 合計    | 200,000円 |           |

|       |  |
|-------|--|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>$200,000円 \times 1/2 = 100,000円$<br>※補助上限額 50,000円 |
|-------|--|

## 事例⑥

|       |   |
|-------|---|
| 事業名   | 世代間交流事業   |
| 対象者   | 自治会内に住む住民   |
| 活動者   | 役員、協力者、ボランティアなど   |
| 事業内容  | 地域で交流イベントを開催し、地域住民どうし顔の見える関係を構築するとともに、地域の課題を話し合える場を作っていく。 |
| 事業の経費 |   |

| 項目    | 金額       | 適用(内訳)         |
|-------|----------|----------------|
| 会場設営費 | 170,000円 |                |
| 景品代   | 60,000円  | ティッシュ・洗剤など(※1) |
| 事務費   | 12,000円  |                |
| 飲み物代  | 34,000円  |                |
| 合計    | 276,000円 |                |

|       |   |
|-------|---|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>276,000円×1/2=138,000円<br>※補助上限額 50,000円 |
|-------|---|



### (※1)【令和8年度からの変更点】

交流会やイベント等の景品として、「アルコール飲料」、「商品券」、「宝くじ」などは補助の対象外となります。

## 事例⑦

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | 話し合い事業  |
| 対象者  | 自治会内に住む住民   |
| 活動者  | 自治会役員、民生委員、地域住民   |
| 事業内容 | 地域で福祉的な課題解決に向けた話し合いの場をもつため、地域の行事（緑化活動や美化活動）の日に合わせて実施する。 |

### 事業の経費

| 項目   | 金額      | 適用(内訳) |
|------|---------|--------|
| 飲み物代 | 8,000円  |        |
| 事務費  | 4,000円  | 資料用紙代  |
| 消耗品費 | 12,000円 |        |
| 合計   | 24,000円 |        |

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 補助金の額 | 補助対象経費×補助率<br>24,000円×1/2=12,000円 |
|-------|-----------------------------------|



### 【令和8年度からの変更点】

この補助金は、地域福祉活動の推進を目的としているため、福祉的な働きかけを主とした活動がこの補助金の対象となります。

緑化活動や美化活動が主の活動の場合、地域振興活動とみなし、対象外となりますので御注意ください。

## 地域福祉活動補助金地域福祉推進事業

### Q&A

令和8年4月

| 項目       | NO | 質問   | 回答   | 備考 |
|----------|----|--|--|----|
| 申請について   | 1  | 事業計画書にある「新規事業」とは。                              | 団体での新しい取り組みや、補助金を初めて申請する事業は「新規」とします。   |    |
| 申請について   | 2  | 事業計画書にある「継続事業」とは。                              | 団体で続けて行う取り組みや、過去に行っていた事業については「継続事業」とします。                                       |    |
| 申請について   | 3  | 事業計画の内容に変更ある場合は。                               | 日程の変更や、やむをえない事情による変更は差し支えありませんが、事業趣旨そのものが変わることは認められません。                        |    |
| 収入について   | 4  | 他の補助金や助成金との関係は。                                | 他の補助金や助成金等と重複して申請することはできません。   |    |
| 収入について   | 5  | 収入とは、何を記載すればよいか。                               | 団体の自己財源（参加費や寄附金、その他の収入を含む）、社協補助金申請額（または決定額）を記入してください。                          |    |
| 支出について   | 6  | 交付決定日前の支出も補助対象となるか。                            | 補助の対象とします。ただし、審査により申請額と交付額が異なる場合がありますので注意してください。                               |    |
| 支出について   | 7  | バスやレンタカー、タクシーなどの車両を利用するときの支出の計上はどのように記載すればよいか。 | バス等利用の支出は、対象経費の上限を50,000円としているため、50,000円以内で記載してください。                           |    |
| 支出について   | 8  | バス代等とは、どこまでの支出か。                               | バス借り上げ代・高速料金・駐車場利用料金・乗務員等への謝礼や食事代・イベント企画代をバス代の支出とします。                          |    |
| 支出について   | 9  | 対象外の経費は。                                       | 慶弔費、人件費、賛助会費、交際費、玉串料、祝い金、積立金、アルコールを含む飲料費などの補助することが適当でないと思われる経費は対象外です。          |    |
| 支出について   | 10 | 交流会等で景品としてアルコール飲料を出したいが可か。                     | 景品の場合、配布先が不透明なため（未成年に渡る可能性があるため）、また地域より寄付金等でアルコールを配布している印象を持たれる恐れがあるため、不可とします。 |    |
| 支出について   | 11 | 交流会等で景品として商品券を出したいが可か。                         | 商品券や宝くじなどは金券と同様のため、不可とします。   |    |
| 支出について   | 12 | 区分①に該当する事業でバス等を利用するが、その時の区分はどのようにしたらよいか。       | バス等の利用については、内容ではなく使用しているか否かで判断します。そのため、区分②となります。                               |    |
| 支出について   | 13 | 団体から他の業者等に業務を依頼したときの費用は支出の対象となるか。              | 地域住民同士の活動を趣旨としている補助金であるため、外部へ依頼するための支出は対象となりません。                               |    |
| 実績報告について | 14 | 領収書やレシートがない場合は。                                | 領収書等で支払いが証明できないものについては、対象になりません。領収書がない場合は、本会の様式（支払証明書）を使用してください。               |    |

## 地域福祉活動補助金地域福祉推進事業

### Q&A

令和8年4月

| 項目       | NO | 質問  | 回答  | 備考 |
|----------|----|---|---|----|
| 実績報告について | 15 | 実績報告はいつ行うか。                               | 原則として、事業完了後10日以内に報告書を提出してください。  |    |
| 実績報告について | 16 | 支払証明書にある代表者の押印は必要か。                       | 支払いについての証明となるため、押印は必須です。  |    |
| 実績報告について | 17 | 提出する領収書はコピーでも可か。                          | 可です。  |    |
| 請求書について  | 18 | 請求書の訂正は二重線での訂正のみでも可か。                     | 可。訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し正しい内容を記入をしてください。（修正テープの使用は不可）  |    |
| 返還について   | 19 | 補助金交付決定後、もし事業を縮小もしくは中止することになった場合どうすればよいか。 | 補助金の返還となります。ただし、準備などで補助金を支出済みの場合は、その分を返還する必要はありませんが、事業における支出変更とみなし、補助額が変更となりますのでお問い合わせください。なお、事業実施報告の提出も必要となりますのでご注意ください。   |    |
| 返還について   | 20 | 事業実施後、補助金の残金は、どうすればよいか。                   | 事業実施後の残金については返還となります。   |    |
| 審査について   | 21 | 審査はどういったことを行うのか。                          | 申請のあった書類を基に補助金交付の適否を審査します。場合によっては、ヒアリングによる調査を行います。審査により申請額が適正ではないと判断した場合、申請額と交付額が異なる場合があります。  |    |
| 全般       | 22 | 申請書・実績報告書の押印は必要か。                         | 必要ありません。  |    |
| 全般       | 23 | 申請書・実績報告書の訂正は二重線での訂正のみでも可か。               | 可。訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、正しい内容を近くに記入してください。（修正テープの使用は不可）   |    |
| 全般       | 24 | 他団体との合同で事業実施は可か。                          | 助け合い活動を図る趣旨の補助事業のため、区分①の事業のみ可とします。区分②の場合、人数確保が主目的になる可能性があるため、申請は認めません。なお、申請の際は、主となる団体を決め、その団体からの申請として受け付けます。また、主となる団体においては、補助事業者に対する限度額（200,000円）を超えないよう注意してください。 |    |
| 全般       | 25 | 申請額総額が社協の予算を超えた場合の対応は。                    | 申請団体で按分して交付します。そのため、申請額と交付額が異なる場合があります。   |    |

地域福祉活動補助金地域福祉推進事業  
Q&A

令和8年4月

| 項目 | NO | 質問                                 | 回答  | 備考 |
|----|----|------------------------------------|---|----|
| 全般 | 26 | 事業後の反省会・懇親会等に関わる支出は対象外となっているが、なぜか。 | この補助金は地域福祉活動の推進を目的としており、事業後の反省会等は、参加者等の慰労が目的とも考えられ、目的とは大きく離れる可能性があると考えられるため対象外とします。   |    |
| 全般 | 27 | 地域内での緑化・美化活動のみの事業は対象外とあるが、なぜか。     | 緑化活動・美化活動は、自治会等が行う地域振興を図る活動であると考えられ、この補助金の目的とは大きく離れる可能性があると考えられるため対象外とします。<br>ただし、例えば、地域住民の交流が主な目的で、緑化・美化が交流の方法としてであれば、この限りではありません。 |    |